

## 自家調剤における一部制限事項を請求した際の 今後の処理について（変更）

平成 27 年 1 月 1 日より自家調剤の制限事項を追加いたしました。レセプトコンピューター入力の際に「調剤料」を外すことが出来ない旨の連絡がございました。

よって、審査支払機関とも相談し、これまでは自家調剤制限事項の請求があった調剤報酬明細書は全て「返戻」しておりましたが、平成 27 年 1 月調剤分以降の自家調剤制限事項の請求があった場合につきましては「一部調整過誤」の減点（調剤報酬から請求のあった制限事項の額をマイナス）する処理に変更させていただきます。

なお、平成 27 年 1 月調剤分は本組合で平成 27 年 4 月に内容点検を行いますので、実際に減点されるのは平成 27 年 5 月からとなります。

また、これまでどおりの「返戻」を希望される場合（調剤報酬の「減点」が不都合な場合等）は「返戻」での対応も行いますので、本組合までご連絡ください。

神奈川県薬剤師国民健康保険組合  
電話：045-761-3245